

指定更新・各種届出・指導監査について

1 指定更新について

6年ごとに指定の更新が必要となり、更新申請の手続は、原則、指定申請と同様です。

更新申請に必要な書類等については、事業所等を管轄する地域振興局・支庁に確認の上、なるべく2か月前までに提出くださるようお願いいたします（地域振興局・支庁へ書類を持参される場合も、事前に連絡の上、来所くださるようお願いいたします）。

2 指定内容変更届

事業所等の名称、所在地、事業所等の平面図、運営規程等に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に事業所等を管轄する地域振興局・支庁に必要書類を提出してください。

3 廃止届、休止届、再開届

事業所等を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止の日の1か月までに、また、事業所等を再開する場合は、再開の日から10日以内に、事業所等を管轄する地域振興局・支庁に届け出てください。

4 体制等に関する届出について

(1) 届出に係る加算等の開始時期（算定される単位数が増えるものに限る）

地域振興局・支庁への届出が毎月15日以前に受理された場合は翌月から、16日以降に受理された場合は翌々月から、算定を開始します。

(2) 加算等が算定されなくなるもの

事業所等の体制について、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を地域振興局・支庁へ届け出てください。

この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日^(※)から加算等の算定を行わないものとします。

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護における「特定事業所加算」については、事実が発生した日の属する月の翌初日から加算等の算定を行わないものとします。

(3) 報酬算定の変更を伴わないもの

福祉専門職員等の有資格者の変更等、報酬算定の変更を伴わないものは、変更後速やかに、地域振興局・支庁へ届け出てください。

※ 前ページ第1から第4の事項に係る申請・届出様式及び必要となる添付書類等は、下記の県ホームページで確認、ダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害者総合支援法 > サービス提供事業者の皆様へ
> 指定障害福祉サービス事業者等の指定申請様式等

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/sisetsu/30youshiki.html>

【届出・問合せ先】

各地域振興局・支庁窓口	郵便番号	住所	電話番号	管轄区域(事業所の所在地)
鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(伊集院保健所)	899-2501	日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301 (内線122)	日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡
南薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(加世田保健所)	897-0001	南さつま市加世田村原2丁目1-1	0993-53-8001	枕崎市, 指宿市, 南九州市, 南さつま市
北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(川薩保健所)	895-0041	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166 (内線222)	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩郡, 出水郡
始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(始良保健所)	899-5112	霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7964	霧島市, 伊佐市, 始良市, 始良郡
大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(鹿屋保健所)	893-0011	鹿屋市打馬2丁目16-6	0994-52-2124	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡
熊毛支庁保健福祉環境部地域保健福祉課(西之表保健所)	891-3192	西之表市西之表7590	0997-22-1830	西之表市, 熊毛郡
大島支庁保健福祉環境部地域保健福祉課(名瀬保健所)	894-8501	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7243	奄美市, 大島郡

(注) 鹿児島市内の事業所(障害児入所施設を除く)は、鹿児島市が所管となりますので、鹿児島市障害福祉課(電話番号:099-216-1272)へ確認をお願いします。

また、障害児入所施設は、県障害福祉課施設支援係(電話番号:099-286-2749)へお問い合わせください。

5 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

「福祉・介護職員処遇改善加算」, 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定しようとする事業所は、前年度に加算を算定している場合であっても、処遇改善計画書及び実績報告書を提出する必要があります。

(1) 加算算定に当たって届出が必要な書類

処遇改善計画書及び添付書類

※ 新たに福祉介護職員処遇改善加算等を定する場合や、従来の区分と異なる加算を算定する場合(「加算Ⅱ」→「加算Ⅰ」を算定する場合など)は、介護給付費等の額算定に係る体制等に関する届出書等も提出する必要がありますので、留意ください。

(2) 提出先

上記「届出・問合せ先」に同じ。

※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者においては、それぞれの事業所を管轄する地域振興局・支庁等に対し、計画書を提出する必要がありますので、提出先を十分御確認ください。

(3) 提出期限

ア 令和5年4月から加算を取得しようとする場合

令和5年4月14日（金）

※ 令和5年度は、計画書等の様式変更があったことから、提出期限が例年と異なっています。例年の提出期限は、前年度の2月末となっています。

イ 年度の途中で加算を取得しようとする場合

算定を受けようとする月の前々月の末日（例：6月提出→8月から加算）

(4) 実績報告について

各年度における最終の加算に係る支払があった月の翌々月の末日までに、実績報告を行ってください。

※ 加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、加算に係る報酬の支払いが5月となるため、実績報告は7月末までに行っていただくこととなります。

6 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

平成24年4月1日から、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等は、法令遵守等の「業務管理体制」の整備とその届出が義務付けられています。整備する業務管理体制の内容や届出先は、下記及び次ページを参照してください

また、届け出た内容等に変更があった場合は、変更に係る届出書の提出が必要となります。

(1) 届出書の内容

設置する事業所等の数により、下表のとおり届出事項が異なります。

事業所数	業務管理体制
1以上20未満	(1) 法令遵守責任者の選任
20以上100未満	(1) 法令遵守責任者の選任 (2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備
100以上	(1) 法令遵守責任者の選任 (2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備 (3) 業務執行の状況の監査を定期的実施

(2) 届出先

事業所等の新たな指定により、事業を行う地域が変更となり、届出先に変更が生じる場合は、変更前の届出先及び変更後の届出先双方に届出が必要となります。

	事業所等の所在地	届出先
(1)	2以上の都道府県に所在	厚生労働大臣
(2)	ア障害者総合支援法による相談支援事業のうち指定特定相談支援事業のみを運営する事業者で、その事業所が同一市町村のみに所在 イ児童福祉法による指定障害児相談支援事業を運営する事業者であつて、その事業所等が同一市町村のみに所在	市町村長
(3)	(1) 及び (2) 以外	県知事

※ 届出様式及び記入要領等は、下記の県ホームページで確認、ダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害者総合支援法 > サービス提供事業者の皆様へ
> 業務管理体制の整備及び整備事項の届出及び確認検査について

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/ziritushien/jigyousyo/20120807.html>

7 事故発生時の報告について

事業者は、利用者に対するサービス等の提供により事故等が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる必要があります。

県への連絡については、「事故等発生時の報告について」（令和3年9月9日付け障福第474号県くらし保健福祉部障害福祉課長通知）により取り扱うこととしていますので、事故等が発生した際は、速やかに事故報告書（様式・記入例及び報告フローは後ページ参照）により報告してください。

- ・ 第一報として、概要報告を行う（電話・FAX可）。
- ・ 時間の経過に伴い状況が変化する事案については、電話・FAX等により追加報告を行う。
- ・ 事故等の処理が終息した場合は、事案に応じて、損害賠償等の対応状況、再発防止策等を含む詳細報告を行う。

※ 報告様式等は、下記の県ホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害者総合支援法 > サービス提供事業者の皆様へ
> 事故等発生時の報告について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/ziritushien/jigyousyo/shiyougaijikohoukoku.html>

(1) 報告を求める事故等

- ア サービス提供中の利用者のけが又は死亡（サービス送迎・通院等の間の事故を含む。けがの程度は、医療機関で受診した場合を原則とする。事業者側の過失の有無を問わない）
- イ 職員（従業者）の法令違反・不祥事（利用者の処遇に関連するものに限る）
- ウ 感染症若しくは食中毒の発生等又はそれが疑われる状況（法令等に基づき、保健所等へ報告した場合を除く）
- エ 人権侵害等（事業所等で発生した人権侵害、虐待と考えられる事案）
- オ 無断外出（警察への通報等による捜索を要する場合）
- カ 災害火災等により物的・人的被害が発生した場合（県へ報告が必要となる自然災害の場合を除く）

(2) 報告先

各事業所等の所在地を管轄する地域振興局・支庁地域保健福祉課

※ 市町村及び利用者の家族等にも報告をお願いします。

8 指導監査について

県では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、サービスの提供が関係法令等に従い適正に行われるよう、次の実施要領に基づき、「指導」及び「監査」を行っています。

- ・ 県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領
- ・ 県指定障害児通所支援事業者指導・監査実施要領
- ・ 県指定障害児入所施設等監査実施要領

(1) 指導

関係省令等（以下「指定基準等」という。）に定める事業者等の従業者、設備及び運営に関する基準並びにサービスに要する費用の算定及び請求等の基準に関する事項の周知徹底とその遵守を図ることを目的に行います。

ア 集団指導

毎年度1回、一定の場所に事業者を招集し、講習等の方法で実施します。

※ 令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため招集は行わず、県のホームページへ資料を掲載することにより、行っています。

イ 実地指導

- ・ 事業所において、「実地」により関係書類を確認しながら、関係者との「面談方式」で、おおむね3年に1度、事業所を所管する地域振興局・支庁が実施します。

※ 原則として実施日の30日前までに当該事業者の実施日等を通知します。
通知に記載された期日までに、関係書類を提出してください。

- ・ 改善を要すると認められた事項は、後日文書により通知します。
文書で指摘した事項については、「改善報告書」の提出を求めることとなりますので、決められた期日までに必ず提出してください。
- ・ 改善報告書の内容について、実地に確認する必要があるときは、再度実地指導を行うことがあります。
- ・ 実地指導中、著しい指定基準等の違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合や費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正であると認められる場合は、実地指導を中止し、「監査」（次項参照）に切り替える場合があります。

(2) 監査

指定基準等に違反し若しくはその疑いが認められる場合、又はサービス等に要する費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合など（下記参照）において、事実関係を的確に把握し、適切な措置をとることを目的に行います。

（一般情報）

- 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 市町村、相談支援事業者等に寄せられる苦情
- 自立支援給付に係る費用の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者情報

（実地指導による情報）

- 実地指導により確認した指定基準違反等
- 市町村から情報提供された、当該市町村が実地指導により確認した指定基準違反等

- ・ 監査の実施については、前日又は当日に電話等で通知します。ただし、特に必要と認めるときは、通知せずに実施することがあります。
- ・ 監査による是正又は改善結果の確認を行っても指定基準違反等が認められる場合は、「勧告」又は「命令」、「指定の取消し」等などを措置を行います。

※ 指導監査の実施要領及び実地指導で使用する指導調書等は、下記の県ホームページで確認、ダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 社会福祉 > 指導監査

<https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/kansa/index.html>

※ サービスの質の向上を図るため、「福祉サービス第三者評価」制度の活用についても、ぜひ御検討ください(制度の詳細は、別添参考資料をご覧ください)。

9 障害者の希望を踏まえた適切な支援について

北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案については、令和5年1月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡において、

- ・ 一般論として、事業者が、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、当該責務規定に違反するものである。
- ・ 「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないものである。

とされているところです。

当該通知については、令和5年1月30日付けで、各障害福祉サービス事業者等へメールにより送付しているところですが、本資料に再度添付しておりますので、内容を御確認くださいようお願いいたします。

さらに、当該通知に基づき、利用者本人の生活の希望を丁寧に把握することや利用者本人の自己決定を尊重しつつ、支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、利用者本人の希望の実現に向けた支援を進めるよう、また、障害者等の意思及び人格を尊重して、常に障害者等の立場に立ったサービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

10 メールアドレス登録のお願い

国からの通知や各種補助制度等については、メールでお知らせしています。

事業所等を運営する法人の本部（各事業所等を統括する部署）等の「メールアドレス」登録をお願いします。

また、登録したメールアドレスが変更になる際も、下記までお知らせください。

障害福祉課施設支援係メールアドレス：s-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

※ 運営する各施設・事業所等へは、法人本部等から周知をお願いします。

処遇改善加算等の新様式について(1)

- 事業所が処遇改善に関する加算を取得するためには、指定権者の自治体に対し、毎年度、事前の計画書と実績報告書を提出する必要がある。
- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」(令和4年12月)も踏まえ、事務負担軽減のため、令和5年度分の計画書・実績報告書の様式の簡素化を介護分野で行うことを踏まえ、障害分野でも計画書等の様式の簡素化を行う。

<現状の計画書・実績報告書の様式>

○加算を上回る金額が分配されており、かつ、加算以外の部分で賃金が下げられていないことを確認するため、3種類それぞれの加算の対象者ごとに、前年度と比較して算出した賃金改善額が加算額を上回っているか確認している。

○具体的には、処遇改善加算による賃金改善額を算出する場合は、

- ・「①今年度の賃金総額から②今年度の特定加算額と③今年度のベア加算額を除いた額」から、
- ・「④前年度の賃金総額から前年度の処遇改善加算等の加算額等を除いた金額」を差し引いた額を「今年度の処遇改善加算による賃金改善額」とし、
- ・その賃金改善額が今年度の処遇改善加算の加算額を上回っているか確認している(参考1)。

※特定加算、ベア加算においても別途同様の計算を行う。

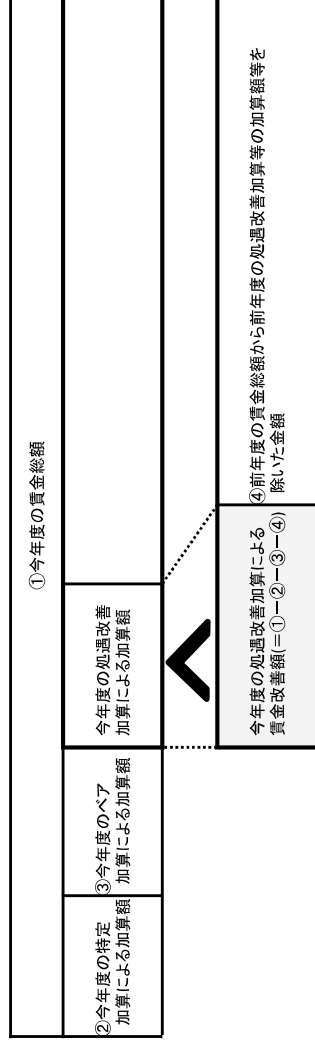
(改善事項1) 計画書における、前年度と今年度の賃金比較の省略

(変更内容)

- 今年度の賃金改善見込額がそれぞれの加算見込額を上回ることを確認する(参考2)。
- また、前年度との比較を求めず、加算以外の部分で賃金を下げないこと(※)の誓約を求めることとする。

※現行でも、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を届け出ることで算定要件を満たすこととしている。

(参考1)



複数の事業所を運営している法人の場合、賃金総額や賃金改善額等について、事業所ごとの内訳を記載することとしている。

(参考2)



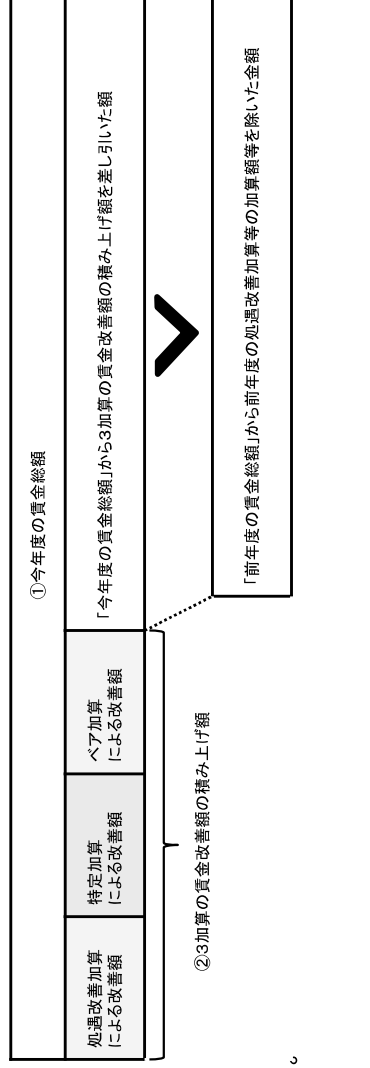
処遇改善加算等の新様式について(2)

(改善事項2) 実績報告書における3加算の賃金額比較の一本化

(変更内容)

- (1)計画書と同様に今年度の賃金改善額が加算額以上であることを確認した上で(参考2)、
- 前年度との比較は3種類それぞれの加算の対象者ごとではなく、3加算一体で計算する。具体的には、「①今年度の賃金総額」から「②3加算の賃金改善額の積み上げ額」を引いた額を前年度と比較して、加算以外の部分で賃金を下げていないことを確認する(参考3)。

(参考3)



(改善事項3) 計画書及び実績報告書における事業所ごとの賃金総額等の記載の省略

(変更内容)

現行の様式では、複数の事業所を運営している法人の場合、賃金総額や賃金改善額等について、事業所ごとの内訳を記載する必要があるところ、事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で確認することとする。

<今後の方針及び当面のスケジュール>

- ・改善事項(1)については令和5年度の計画書から、(2)については令和5年度の実績報告書から、(3)については令和4年度の実績報告書及び令和5年度の計画書から適用する。
- ・令和5年3月〇日 様式変更の通知発出
- ・令和5年4月中旬頃 令和5年度分の計画書提出締切
- ・令和5年6月頃 令和4年度分の実績報告書提出締切

業務管理体制整備の届出について

休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が
平成24年4月から施行されました。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられます。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

(注1)業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者



(注2)業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	〃 主たる事業所の所在地
	〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注4)業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

	事業所等の区分	届出先	備考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	全ての事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者等	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
④	①から③以外の事業者等	都道府県	

【届出書のイメージ】

記入例1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第1号様式 第2号様式も同様

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

届出且を記入してください。

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押し印してください。

事業者(法人)番号に記入する必要はありません。

事業者名称 霞ヶ関株式会社
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

業務管理体制を整備し届出する場合は、「整備」に○を付けてください。

事業者の名称、住所、法人の種類、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

1 届出の内容	(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 (整備)
	(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係 (区分の変更)
2 事業者	フリガナ カスミガセキゴブシキカイシヤ 名称又は氏名 霞ヶ関株式会社
	住所 (主たる事務所の所在地) (郵便番号 100-****) 東京都千代田区市 霞ヶ関一丁目1番地1号 府県 東京都
3 代表者の住所	連絡先 電話番号 03-5253-**** FAX番号 03-5253-****
	代表者の職名 代表取締役 氏名 東京 一郎 年月日 昭和**年△月○日
	代表者の住所 (郵便番号 100-****) 東京都千代田区市 ***一丁目2番地3号 府県 東京都

3 事業所名称等及び所在地	事業所名称	番号	業種	サービス種別	所在地
○ 「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。					
○ 欄内書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。					
○ 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。					
○ なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がかかるよう「事業所等の合計 ○○ヵ所」と記入してください。					
○ 該当する事業者の区分に○を付けてください。					
4 障害者総合支援法上の該当する条文(事業者の区分)	(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)				
	(2) 法第51条の31 (指定相談支援事業者)				
5 障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に別記事項	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日			
	厚生 花子 (ヨシエ ハナ)	昭和○○年○月×日			
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要			
○ 届ける事項について該当する番号全てに○を付けてください。					
○ 第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。					
○ 第3号及び第4号を届ける場合は、概要等がわかる資料を添付してください。					
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。					
(注) 添付資料については、(参考資料)に御留意ください。					
6 区分変更	区分変更前の行政機関名称、担当部(局)課				
	事業者(法人)番号				
	区分変更の理由				
	区分変更後の行政機関名称、担当部(局)課				
	区分変更日	年 月 日			

(日本工業規格A列4番)

業務管理体制を整備し届出する場合は、6の欄に記入する必要はありません。

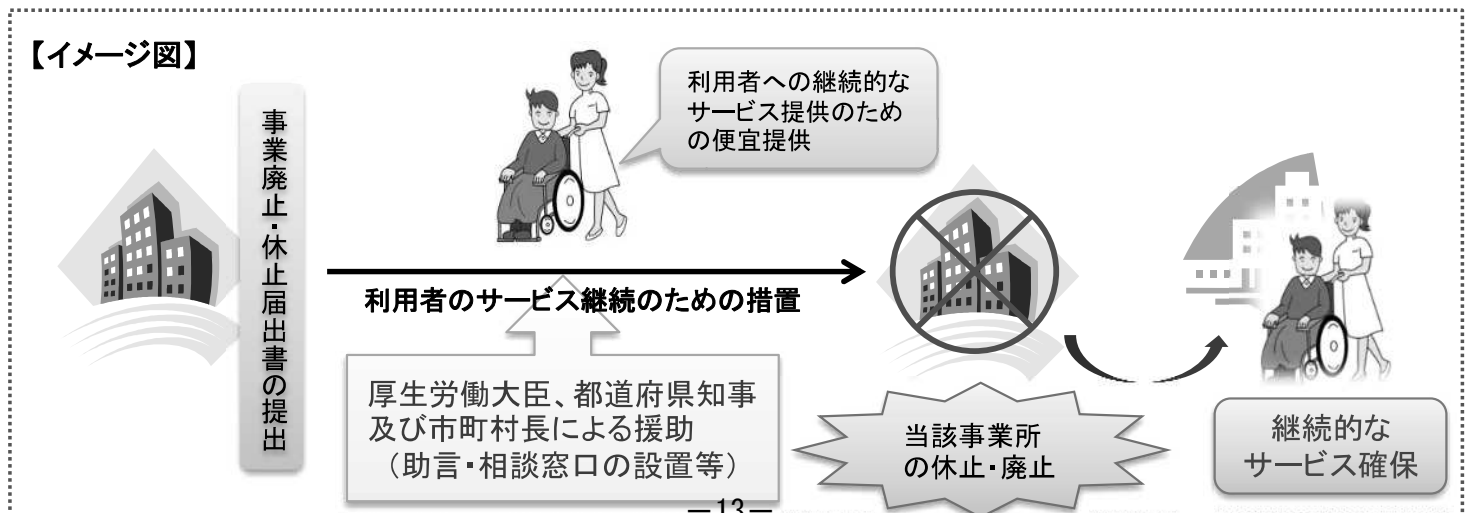
2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出時期は、休止・廃止予定日の1月前までになります。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までには廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することになります。

3 休止・廃止時における利用者への継続的なサービス確保

- 休止・廃止時においては、利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が必要となります。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

【イメージ図】



4 指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

障害福祉サービス

◎ごとの類型内で適用

- ◎障害福祉サービスⅠ
 - ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
 - ・生活介護（※） ・短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
 - ・重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
 - ・共同生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ（※）
 - ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害者支援施設

- ・障害者支援施設

相談支援(障害者)

◎ごとの類型内で適用

- ◎地域相談支援
- ◎計画相談支援

障害児通所支援

- ・障害児通所支援

相談支援(障害児)

- ・障害児相談支援



指定障害福祉サービス事業所等の事故等報告書

報告年月日: 令和3年9月9日

1 事業所の概要

法人名	社会福祉法人〇〇会	法人代表者名	鹿児島 太郎
事業所名	障害者支援施設〇〇	管理者名	鹿児島 花子
事業所住所	霧島市隼人町松永3320-16	サービス種別	生活介護, 施設入所支援, 短期入所
電話番号	099-286-2749	記録者職氏名	サービス管理責任者 鹿児島 一郎
FAX番号	099-286-5558		

※サービス種別は、事業所において行っている全てのサービス種別を記載すること。

2 利用者の状況

氏名	鹿児島 二郎	年齢	60	性別	男	受給者番号	46-----		
支給決定市町村	始良市	住所	始良市加治木町諏訪町12						
障害種別	(該当するものに○を付けてください。) 身体 () 知的 () 精神 () その他 ()					手帳等級	A1	障害支援区分	6
支給決定サービス	生活介護, 施設入所支援								

3 事故等の概要

日時	令和3年9月9日(木) 6時00分								
場所	利用者居室								
事故等の種別	<input type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 急病 <input type="checkbox"/> 誤嚥・誤飲 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 暴力行為 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 事業所の事故(火災等) <input type="checkbox"/> その他()								
事故等の内容	(事故発生時の状況, 事故の程度を簡潔に記載する。) ・起床時, ベッド上にておむつ交換実施。 ・シーツ交換のため, ベッド上で座位になっていただき, 車椅子に移乗してもらう。 ・車椅子が遠かったため, 担当者が近くに寄せようとその場を離れたところ, 右半身を下にしてベッドから転倒。 ・ベッド横に立てかけてあったベッド柵に左側頭部付近を打たれる。 ・受傷状況: 左側頭部に発赤, 血腫を確認。								
事故等発生時の対応	対処方法	(事業所での処置, 病院等への搬送, 関係機関の指示, 被害の拡大防止策等を記載する。) 6:05 バイタル測定実施。 6:10 クーリング実施。意識レベルクリア。四肢麻痺症状なし。 8:00 〇〇病院受診							
	医療機関名	〇〇病院							
	治療の概要	ベッドからの転落, 左側頭部の血腫について報告し, 脳外科を受診。 頭部CTを実施。頭蓋内出血や頭蓋骨骨折はなし。							
	家族への連絡・説明状況	・母に事故の内容と病院受診の結果を電話で報告。 ・大事に至らなかったことに安堵され「ありがとうございました。よろしくお願いします。」と母の言葉。							
その後の経過	病院から戻ってきた頃には, 側頭部の痛みもない様子であり, 落ち着いた様子であった。								
※損害賠償等の状況	御家族からの損害賠償等の訴えなし。								
※再発防止のための取組	事故等が発生した要因分析	・車椅子に移乗できる体制が整う前に, 座位状態にさせてしまった。 ・ベッドから離れる際に, 柵をしなかった。 ・その柵をベッド横に立てかけている状態であった。 ・処理後に他利用者の朝食対応, 短期入所利用者の送迎等があり担当者に焦りがあった。							
	再発防止に向けた対応策等	・再発防止のための担当者会議を開催し, 入所者ごとの日常動作等の再確認を行うとともに, 居室の周辺設備や備品等に危険箇所がないか点検を行った。 ・利用者居室にて事故の検証を行い, おむつ交換の手順の再確認を行った。 ・朝食対応については, 日勤者が来てからの対応も可能なので, 全体としてフォローできるような体制づくりを行い, 一人ひとりの職員の心にゆとりができるよう支援をしていく。							

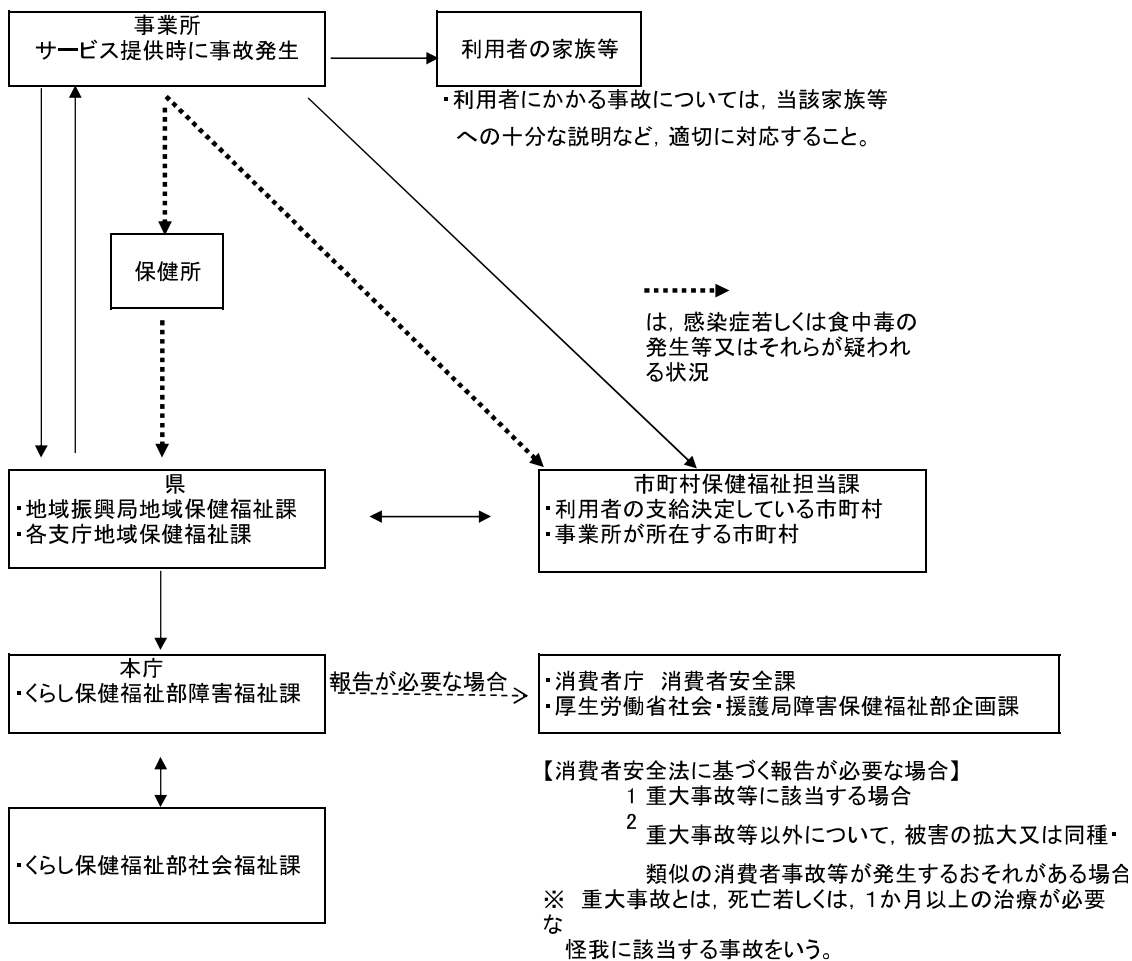
【記載する上での留意点等】

* ※損害賠償等の状況と※再発防止のための取組欄は、検討中の場合はその旨を記載し、後日改めて報告してください。

* 事案により、本様式を補正又は事業所で定めた様式等任意の様式(必要事項が含まれていること。)で報告しても差し支えありません。

指定障害福祉サービス事業所等における事故と発生時の報告フロー (平成30年度改正)

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課



【報告を求める事故等】

- 1 サービス提供中の利用者の怪我又は死亡
- 2 職員(従業者)の法令違反、不祥事
- 3 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況
- 4 人権侵害等
- 5 無断外出
- 6 災害
- 7 その他(事業所の長が報告を必要と認めた場合)

・報告の方法

- 1 事故等の報告の発生後、第一報として、直ちに電話により概要報告を行った後、別添様式によりFAX送付するものとする。(県機関の就業時間外で電話連絡が取れない場合においては、FAXを送信しておき、翌日早めに連絡するなどの対応を行うこと。)

なお、重大事故の場合、原則翌開庁日までに第一報のFAX送付を行うものとする。(1か月以上の治療が必要との判断がつかない場合は、医師等の判断が出された時点で速やかに報告するものとする。)
- 2 時間の経過に伴い状況が変化する事案については、電話及び任意の書式により追加報告を行うものとする
- 3 事故等の処理が終息した場合は、事案に応じて、任意の書式により損害賠償等の対応状況、再発防止策等を含む詳細報告を行うものとする。

令和5年1月30日

各障害福祉サービス施設・事業所等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の
徹底等について（通知）

障害福祉行政の推進については、日頃から御尽力・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、指定障害福祉サービス事業者等の責務については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第42条において、「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと及び障害者等の人格を尊重し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないこと」が定められています。

今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知があり、当該通知において、

- ・ 一般論として、事業者が、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、当該責務規定に違反するものである。
- ・ 「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないものである。

とされたところ です。

については、各障害福祉サービス事業者におかれましては、利用者本人の生活の希望を丁寧に把握することや利用者本人の自己決定を尊重しつつ、支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、利用者本人の希望の実現に向けた支援を進めるよう、また、障害者等の意思及び人格を尊重して、常に障害者等の立場に立ったサービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部

障害福祉課施設支援係

電話：099-286-2749（直通）

メール：s-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

各 { 都道府県 } 障害保健福祉
 { 市町村 } 児童福祉 主管部（局）御中
 母子保健

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第42条においては、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと及び障害者等の人格を尊重し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないことが定められている。

今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について報道がなされ、現在、関係自治体において事実関係の確認が行われている状況であるが、一般論として、事業者が、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、当該責務規定に違反するものであり、また、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないものである。

各都道府県及び市町村におかれては、管内事業者に対し、上記について周知徹底するとともに、改めて、障害者等の意思及び人格を尊重して、常に障害者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないことを周知徹底するようお願いする。

また、上記に関する責務規定違反に該当する又は疑われる事案を把握している場合及び今後把握した場合には、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室宛に速やかに御報告をいただくとともに、必要な事実確認及び指導監査の徹底についてお願いする。

あわせて、障害者の生活とその子どもの養育を支えるためには、地域において、障害者の希望を踏まえて、障害福祉、母子保健、保育、社会的養護などの関係機関の連携の下、適切な支援が行われることが重要である。また、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、その意思決定を丁寧に支えることが重要である。

各都道府県及び市町村におかれては、障害者が希望する地域生活の支援及びその子どもの養育を支えるため、下記の点に取り組み、障害保健福祉部局や母子保健部局及び児童福祉部局における各種施策の連携体制の確保・充実が図られるよう、お願いする。

記

(本人の希望の実現に向けた意思決定支援や必要な支援の提供)

- 1 障害保健福祉部局においては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、本人の生活の希望を丁寧に把握することや本人の自己決定を尊重しつつ意思決定の支援に配慮することについて改めて周知徹底を図ること。

また、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者において、支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進められるよう、周知徹底を図るとともに、資源の開発や連携の強化を含めた、地域の支援体制の構築を進めること。

都道府県におかれては、サービス管理責任者や相談支援専門員等に向けた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用した研修の実施を推進する等により、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者における障害者の意思決定支援の取組みを推進すること。

(障害福祉と子育て支援や母子保健施策との連携体制の構築)

- 2 障害者の生活の希望や状況を踏まえ、必要に応じて、障害者の在宅生活を支える各種障害福祉サービスに加え、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、児童相談所、性と健康の相談センター等の母子保健施策等の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害保健福祉部局は、母子保健部局及び児童福祉部局と連携し、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、これら相談窓口や支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制の構築を図ること。

なお、相談支援事業者が計画相談支援を実施する際、上記に掲げる関係機関等と連携してサービス等利用計画を作成した場合に医療・保育・教育機関等連携加算を算定することが可能である。

(子どもの養育を支えるための支援等)

- 3 障害福祉サービスの利用者が妊娠し、各種支援が必要な場合においては、関係者による個別ケース検討会議等を開催するなどにより、その支援方策を丁寧に検討し、障害保健福祉部局、母子保健部局及び児童福祉部局の連携の下、障害福祉サービス、相談支援、母子保健や子育て支援施策等を最大限活用し、障害者やその子どもの養育を支えるための必要な支援を行うこと。

具体的には、児童福祉部局においては、障害保健福祉部局と連携しつつ、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業等の事業や各種子育て支援施策について、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者、障害者及びその家族に対する周知や理解促進に取り組むこと。

また、障害者を含め、支援を要する家庭に対しては、引き続き、適切な支援を行うこととし、妊娠した障害福祉サービス利用者の状況に応じ、必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の下で支援を実施するほか、児童相談所とも認識共有を図りつつ対応すること。また、妊娠中の者に対しては、必要に応じて、産前産後母子支援事業等活用できる事業の案内等を行うこと。

さらに、出産後、特に支援が必要と認められる母子については、児童福祉部局は、母子生活支援施設の利用勧奨を行う等により、母子の保護を行うことを検討するほか、自ら子どもを育てることが困難な状況に陥っている場合は、子ども家庭総合支援拠点や児童相談所と連携して状況の把握や支援方針の検討を行った上で、必要な場合は、児童相談所長の判断により、児童福祉法第33条第1項の規定による一時保護や同法第27条第1項第3号の規定による措置を行うことも含めて検討すること。

【担当】

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電 話：03-5253-1111（内線）3045, 3149
mail:chiiki-ikou@mhlw. go. jp

- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
電 話：03-5253-1111（内線）4867
mail: kateihukushi@mhlw. go. jp

- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室
電 話：03-5253-1111（内線）4895, 4870
mail: jidounetwork@mhlw. go. jp

- 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
電 話：03-3595-2544
mail:boshihoken-1@mhlw. go. jp